

17 台商高準第 98 号
平成 18 年 4 月 1 日
校 長 決 定
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

東京都立浅草高等学校 管 理 運 営 規 程

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立浅草高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭等

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

1 主任教諭

生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

2 主任養護教諭

生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部、総務部及び教育支援部を置く。

・教務部

教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い、公開授業、入学者選抜、成績管理システム等、教務に関する事項を所掌する。

・生活指導部

生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料作成、生徒会指導、部活動の管理、防災計画等、生活指導に関する事項を所掌する。

・進路指導部

進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集等、進路指導に関する事項を所掌する。

・総務部

儀式的な行事等の計画立案及び実施、教材教具の管理、校内研修、学校説明会の企画立案実施、広報計画実施、図書館関係、保護者関係および学校運営連絡協議会に関すること、その他庶務に関する事項を所掌する。

・教育支援部

日本語指導の計画立案及び実施、日本語指導に関する資料収集及び作成、教育相談に関する事項、保健計画の立案及び実施、生徒の健康・安全管理、給食指導、環境整備、美化等、保健に関する事項を所掌する。

2 年次

本校は単位制の教育課程を実施しているため、一年次、二年次、三年次及び四年次を置く。

3 教科

(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語(英語)科、家庭科及び情報科を置く。

(2) 国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科及び外国語(英語)科に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

7 委員会及びプロジェクトチーム等

(1) 委員会

- ・学校保健委員会
保健管理及び安全管理について、当面する課題への理解を深め、対応を協議し、生徒及び教職員の健康安全の保持増進を図る。
- ・学校危機管理委員会
学校危機管理マニュアルを作成し、防火防災管理業務の適正な運営を図る。
- ・安全衛生委員会
職員の労働安全を確保し健康障害を防止するため、東京都立学校安全衛生組織等設置規程第一条に基づき設置する。
- ・教育課程検討委員会
教育課程の改訂への対応、教育課程の改善、履修登録等、本校教育課程に関する課題を扱う。
- ・教科書選定委員会
使用都立学校用教科書の調査研究及び選定を行う。
- ・学校いじめ対策委員会
いじめの未然防止、早期発見と迅速な対応、いじめの根絶を図る。
- ・ICT管理運営委員会
情報モラル教育の推進、教職員へのサポート、環境整備やICT機器の管理を行う。
- ・ホームページ管理運営委員会
ホームページを定期的に更新し、都民に向け学校情報を提供する。
- ・入学者選抜委員会（兼、検査問題作成委員会、選考委員会、採点委員会）
入学選抜に関わる事務を管理職及び経営企画室長と連携し、適正に行う。
- ・学校給食運営委員会（兼、食物アレルギー対応委員会）
学校給食等の円滑な運営を図るため連絡調整を行うことを目的とする。
- ・省エネ委員会
東京都立浅草高等学校における省エネを進め、二酸化炭素の排出削減を目的とする。
- ・防災教育推進委員会（兼、学校安全委員会）
これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進にかかわる事項について検討する。
- ・学校安全委員会
学校の安全管理を充実させるために、施設等を組織的に整備し、災害対策等を検討する。
- ・学校サポートチーム
問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進める。
- ・学校図書館運営委員会
学校図書館の管理業務委託を円滑に実施するために、受託者との緊密な連携を図るとともに、学校図書館の利便性の向上、生徒の読書活動を推進することを目的とする。

- ・都立学校開放事業運営委員会

学校開放事業を計画し、業務の適正な運営を図ることを目的とする。

- ・募集対策委員会

学校の入学希望者を安定的に確保するための方針や具体的な対策を検討する。

(2) プロジェクトチーム

当面する教育課題の調査研究を行い、課題解決の方向付けや提案等を行うため、校長が必要と認めたときは、プロジェクトチームを編成する。

8 学校運営連絡協議会

9 部活動

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護対策協議会

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、総務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、総務主任、教育支援主任、各年次主任、その他校長が必要と認め選任する者。ただし、必要に応じて兼務を認める。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。その他、校長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として年間4回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

(2) 「年間授業計画」に関すること。

(3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。

(4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。

(5) 定期考査及び学習評価に関すること。

(6) 教科書選定に関すること。

(7) 教務部との連絡・調整に関すること。

(8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

(9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員、非常勤教員、実習助手とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時、定期考査前、成績評定前、OJT 関係実施時期に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

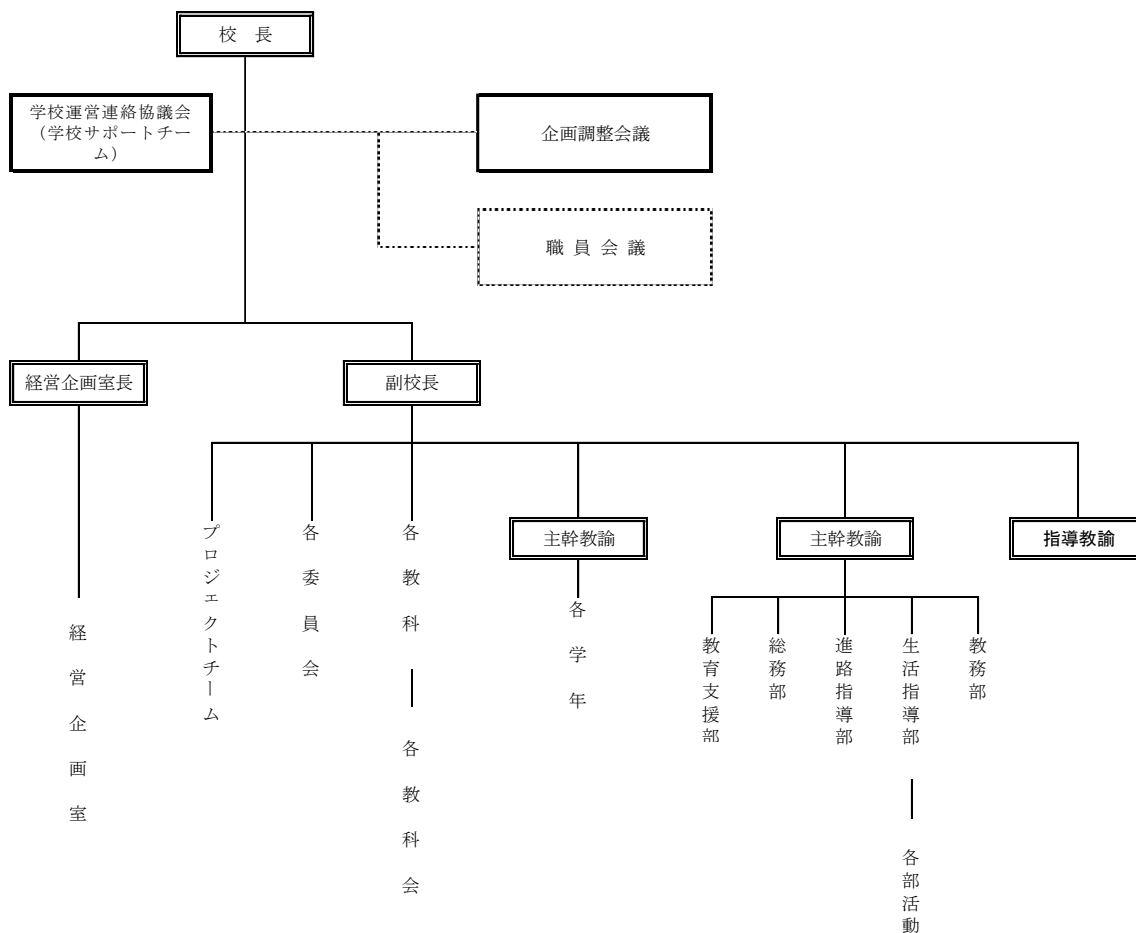
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。